

大和市告示第188号

大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市子ども食堂支援事業補助金交付要綱（平成28年大和市告示第271号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「等」を削り、同条第1項第5号中「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）別表第1第1項」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第1項ロ」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

経費区分	補助対象経費	補助金の額
初期経費	事業を開始するに当たり整備すべき備品及び消耗品の購入費	50,000円に補助対象団体が運営するこの要綱による補助金の対象となるこども食堂（以下「補助対象こども食堂」という。）の数を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額のいずれか低い方の額
運営経費	人件費、食材費、消耗品費その他事業の実施に直接必要な経費として市長が認めたもの	補助事業年度ごとに480,000円に補助対象こども食堂の数を乗じて得た額、全ての補助対象こども食堂における事業の実施回数に10,000円を乗じて得た額又は補助対象経費に係る実支出額から事業に係る収入額を控除して得た額のうち最も低い額

備考

- 1 初期経費に係る補助金の交付は、補助対象こども食堂1か所当たり1回とする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。